

10.2 投資・サービス章留保表（附属書 I & II）

日本

梅津英明*

柴田久**

飯田龍太***

I. 現在留保（附属書 I）

投資章・サービス章における日本の中央政府レベルでの現在留保のうち、主な内容は以下の通り（全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい。）。

分野	留保対象義務／概要
事業サービス	市場アクセス及び現地における拠点（サービス章） 日本国内の企業に対し次のサービスを提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置し、かつ、場合に応じ、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。 (a) 民間の職業紹介サービス（建設業務有料職業紹介サービスを含む。） (b) 労働者派遣サービス（港湾労働者派遣サービス、船員派遣サービス及び建設業務労働者就業機会確保サービスを含む。） 職業安定法又は船員職業安定法に基づいて権限のある当局の許可を受けた労働組合のみが、労働者供給サービスを提供することができる。
建設業	内国民待遇並びに経営幹部及び取締役会（サービス章） 1 建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣又はその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 解体工事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
熱供給業	内国民待遇（投資章） 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

* うめつ ひであき／弁護士・森・濱田松本法律事務所

** しばた ひさし／弁護士・森・濱田松本法律事務所

*** いいだ りゅうた／弁護士・森・濱田松本法律事務所

	2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
情報通信業	内国民待遇（投資章・サービス章）、現地における拠点（サービス章） 1 日本電信電話株式会社は、次のからまでに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が 3 分の 1 以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体 2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。
情報通信業	内国民待遇（投資章） 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
製造業	市場アクセス（サービス章） 総トン数 500 トン以上又は長さ 50 メートル以上の船舶の製造又は修理に利用することができるドックの設置又は拡張を行おうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。許可の発給は、経済上の需要を考慮しなければならない。
製造業	内国民待遇（投資章） 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、ワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。

	2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
船舶の国籍に関する事項	内国民待遇（投資章・サービス章）、経営幹部及び取締役会（投資章）、市場アクセス（サービス章） 日本国を旗国とする船舶を運航する登録会社の設立を通じて国際海上運送サービス（旅客及び貨物運送サービスを含む。）を提供する場合については、国籍要件を適用する。 「国籍要件」とは、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の 3 分の 2 以上が日本国の国民であるものにより、船舶が所有されなければならないことをいう。
不動産業	市場アクセス及び現地における拠点（サービス章） 1 宅地建物取引業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。 2 不動産特定共同事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、かつ、主務大臣若しくはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受け、又は当該主務大臣に届出を行わなければならない。 3 マンション管理業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省に備える登録簿に登録を受けなければならない。
警備業	内国民待遇（投資章） 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
運輸業	内国民待遇、最恵国待遇並びに経営幹部及び取締役会（投資章） 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

	2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する（注）。 注 この概要において、この附属書の日本国の表の留保事項 10、留保事項 12、留保事項 14、留保事項 36、留保事項 45、留保事項 46、留保事項 54 及び留保事項 56 に規定する「国の安全」に言及していないことは、第 29.2 条（安全保障のための例外）が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の 3 分の 1 以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の 3 分の 1 以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 航空運送事業者が(a)から(d)からまでに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 5 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等の会社は、4(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であって当該航空運送事業者又は当該会社の株式を保有するものからその氏名及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより 4 に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。 6 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 7 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 8 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。
--	--

運輸業	内国民待遇及び最恵国待遇（投資章・サービス章）、経営幹部及び取締役会（投資章）、市場アクセス及び現地における拠点（サービス章） 1 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の3分の1以上が(a)から(c)からまでに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の3分の1以上が(a)から(c)からまでに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2 貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。
運輸業	内国民待遇、最恵国待遇並びに経営幹部及び取締役会（投資章） 1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の3分の1以上が(a)から(c)からまでに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の3分の1以上が(a)から(c)からまでに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2 1(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。
運輸業	内国民待遇、最恵国待遇及び市場アクセス（サービス章） 他の締約国により日本国の外航船舶運航事業者が差別的な取扱いを受けている場合には、当該他の締約国の外航船舶運航事業者は、日本国内の港への寄港及び日本国内における貨物の積込み又は取卸しを制限され、又は禁止される。
運輸業	内国民待遇（投資章）

	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する（注）。 注 この概要において、この附属書の日本国の表の留保事項 10、留保事項 12、留保事項 14、留保事項 36、留保事項 45、留保事項 46、留保事項 54 及び留保事項 56 に規定する「国の安全」に言及していないことは、第 29.2 条（安全保障のための例外）が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続の適用から除外される。
運輸業	内国民待遇及び最恵国待遇（投資章・サービス章）、市場アクセス（サービス章） 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。
上水道業	内国民待遇（投資章） 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
航空宇宙産業	内国民待遇（投資章・サービス章） 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空機産業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、

	又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 居住者と非居住者との間の航空機産業に関する技術導入契約は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続に従う。 5 審査については、当該技術導入契約の締結が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 6 居住者は、当該審査の結果に基づき、技術導入契約の条項の変更又は当該契約の締結の中止を要求されることがある。 7 この分野における製造業者及びサービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 8 航空機を製造し、又は修理サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づいて航空機の製造又は修理に関する工場を設立しなければならない。
--	---

【附属書 I に関する全体的解説・コメント】

日本は、TPP 協定の交渉中に発効した日本・オーストラリア経済連携協定と同様、熱供給業、情報通信業、船舶の国籍に関する事項、警備業、運輸業及び上水道業等の分野を留保している。

II. 包括的留保（附属書 II）

投資章・サービス章における日本の包括的留保のうち、主な内容は以下の通り（全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい。）。

分野	留保対象義務／概要
全分野	内国民待遇並びに経営幹部及び取締役会（投資章） 1 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) 他の締約国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) 他の締約国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。 2 1の規定にかかわらず、日本国の中央政府は、1に規定する持分又は資産の日本国の中央政府から投資家への最初の移転の後に、新たな法令により、1に規定する禁止、制限又は措置を採用しない。日本国の中央政府は、最初の移転の際に採用し、又は維持した禁止、制限又は措置を維持できる。
全分野	内国民待遇（投資章・サービス章）、経営幹部及び取締役会（投資章）、市場アクセス及び現地における拠点（サービス章） 日本国は、日本国内における電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資又はこれらに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する（<u>注1</u>、<u>注2</u>）。 <u>注1</u> この協定の効力発生の日においては、日本国内における電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売は、指定された企業又は政府機関にのみ認められている。 <u>注2</u> この留保事項の適用上、「郵便サービス」とは、郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項に規定する他人の信書の送達及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に規定する信書便の役務（ただし、同法に規定する特定信書便役務を含まない。）をいう。「郵便サービス」の定義に含まれないサービスとしては、小包、包装物、物品、ダイレクト・メール及び定期刊行物の送達が挙げられる。

航空宇宙産業	内国民待遇（投資章・サービス章）、特定措置の履行要求並びに経営幹部及び取締役会（投資章）、市場アクセス及び現地における拠点（サービス章） 日本国は、宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 日本国は、次のサービスを含む宇宙開発産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 開発、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス (b) 報酬を受けて、又は契約に基づいて行う製造に係るサービス (c) 修理及び保守のサービス (d) 宇宙輸送サービス
武器・火薬産業	内国民待遇（投資章・サービス章）、特定措置の履行要求並びに経営幹部及び取締役会（投資章）、市場アクセス及び現地における拠点（サービス章） 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 日本国は、次のサービスを含む武器産業及び火薬類製造業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 開発、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス (b) 報酬を受けて、又は契約に基づいて行う製造に係るサービス (c) 修理及び保守のサービス
情報通信業	内国民待遇（投資章・サービス章）、特定措置の履行要求並びに経営幹部及び取締役会（投資章）、市場アクセス及び現地における拠点（サービス章） 日本国は、放送業への投資又は放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいい（放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 1 号）、オンデマンド・サービス（インターネット上で提供されるそのようなサービスを含む。）を含まない。
エネルギー産業	内国民待遇（投資章・サービス章）、特定措置の履行要求並びに経営幹部及び取締役会（投資章）、最恵国待遇、市場アクセス及び現地における拠点（サービス章） 日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資又は当該エネルギー産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

土地取引に関する事項	内国民待遇及び最恵国待遇（投資章・サービス章） 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。
全ての分野	最恵国待遇（投資章・サービス章） 1 日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名された全ての二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2 日本国は、1 に規定する協定以外の二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に係るものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 航空 (b) 漁業 (c) 海事（海難救助を含む。）

【附属書 II に関する全体的解説・コメント】

日本は、TPP 協定の交渉中に発効した日本・オーストラリア経済連携協定と同様、公的企業等の持分・資産の移転又は処分、電信サービス・郵便サービス等の自由化等に係る措置、航空宇宙産業、武器・火薬産業、エネルギー産業及び土地取引等の分野を留保している。